

任期制業務補助員勤務時間、休憩、休日及び休暇規程

平成28年4月1日
28（規程）第14号
最終改正 令和7年4月1日
令07（規程）第8号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 勤務時間等

第1節 勤務時間（第2条－第2条の2）

第2節 通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間（第3条）

第3節 出勤及び欠勤（第4条－第5条）

第3章 休日（第6条－第7条）

第4章 超過勤務及び休日勤務等（第8条－第10条）

第5章 休暇

第1節 総則（第11条）

第2節 年次休暇（第12条－第15条）

第3節 病気休暇（第15条の2－第15条の5）

第4節 特別休暇（第16条－第16条の2）

第5節 無給休暇（第17条）

第6章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、任期制業務補助員就業規程（28（規程）第9号）第20条の規定に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）に勤務する任期制業務補助員（以下「職員」という。）の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項について定めることを目的とする。

2 職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関してこの規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和23年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令の定めるところによるものとする。

第2章 勤務時間等

第1節 勤務時間

(始業及び終業の時刻等)

第2条 始業及び終業の時刻並びに休憩時間（以下「始業・終業時刻等」という。）は、次の各号に規定するところによる。

- (1) 始業時刻 午前8時30分から午後4時30分の間で機構が定める時刻
- (2) 終業時刻 午前9時30分から午後5時30分の間で機構が定める時刻
- (3) 休憩時間 午後0時00分から午後1時00分まで

2 始業及び終業の時刻は午前8時30分から15分を単位に経過した時刻を定めるものとし、1日の勤務時間については、1時間を単位に定めるものとするが、午前8時30分から午後5時00分又は午前9時00分から午後5時30分の勤務の場合に限り7時間30分の勤務時間を認めるものとする。

3 機構は、第1項の規定にかかわらず、業務運営の事情その他の事由により、始業・終業時刻等を繰り上げ又は繰り下げることがある。

4 機構は、始業・終業時刻等を当該職員に対して通知するものとする。

(テレワーク勤務制)

第2条の2 機構が必要と認め、テレワーク勤務制を適用することとした職員については、職員の在勤地以外の場所（自宅等）にて勤務することができるものとし、その取扱いについては別に定める。

第2節 通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間

(通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間)

第3条 職員が出張、職員研修その他の事由により所定勤務時間の全部又は一部について通常の勤務場所を離れて勤務する場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定勤務時間勤務したものとみなす。

第3節 出勤及び欠勤

(出勤及び退勤)

第4条 職員は、出勤及び退勤の時刻について、次の各号のとおり記録しなければならない。

- (1) 出勤したときに出勤時刻を記録
- (2) 退勤するときに退勤時刻を記録

2 前項の記録方法については、別に定める。

(欠勤)

第5条 職員がやむを得ない事由により欠勤するときは、あらかじめその事由を附して所属長へ届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後速やかにその理由を付して届け出なければならない。

2 職員が前項の手続きを怠ったときは、無断欠勤として取り扱う。

第3章 休日

(休日)

第6条 職員の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前3号の休日を除く。）

2 職員の法定休日（労基法第35条第1項に規定する休日をいう。）は、前項第1号に掲げる休日とする。

(休日の振替)

第7条 機構は、職員に業務の都合上必要がある場合には、勤務を要しない日又は前条の規定による休日をあらかじめ他の日に振り替える（以下「休日の振替」という。）ことができる。

2 前項の振替を行う単位は、1日とする。

3 第1項の規定により休日の振替を行う場合は、原則として、当該休日の振替を行った後において1週間の勤務時間が37時間30分を超えず、また1週間につき1日以上の日を設けるようにしなければならない。なお、1週間は土曜日から金曜日までとする。

第4章 超過勤務及び休日勤務等

(超過勤務及び休日の勤務)

第8条 機構は、業務上必要がある場合には、労基法第36条の定めるところにより職員に対し、超過勤務（所定勤務時間を超えて勤務すること。休日の勤務を含む。）を命ずることができる。

2 機構は、別に定める労基法第36条に基づく労働者の過半数を代表する者との書面による協定の内容を守らなければならない。

(災害時等の勤務)

第9条 機構は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、労基法第33条の定めるところにより職員に対し、休日勤務又は超過勤務を命ずることができる。

(妊産婦の勤務)

第10条 妊産婦（妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性）が請求した場合においては、前2条の規定にかかわらず、休日勤務、超過勤務及び午後10時から翌日の午前5時までの間において勤務させることはない。

第5章 休暇

第1節 総則

（休暇の種類）

第11条 職員の休暇の種類は、次のとおりとする。

- （1）年次有給休暇（以下「年次休暇」という。）
- （2）病気休暇
- （3）特別休暇
- （4）無給休暇

第2節 年次休暇

（年次休暇の発給日数）

第12条 年次休暇は、一の年度（毎年4月1日より翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次に掲げる職員の区分に応じた日数とする。

| | | | | | |
|------------|-----|-----|-----|----|----|
| 1週間の所定勤務日数 | 5日 | 4日 | 3日 | 2日 | 1日 |
| 付与日数 | 20日 | 16日 | 12日 | 8日 | 4日 |

2 4月1日において、職員が採用日から起算して4年7月以上勤務し、その際1週間の所定勤務日数が4日、かつ、勤務時間が週30時間の場合については、一の年度において次に掲げる日数を付与するものとする。

| | |
|--------------------|-----|
| 採用日から起算した4月1日の勤務日数 | 日数 |
| 4年7月以上5年6月までの者 | 18日 |
| 5年7月以上の者 | 20日 |

3 第1項の規定にかかわらず、採用日が一の年度の途中である場合には、次の表の上段に掲げる採用日の属する月の区分及び左欄に掲げる1週間の所定勤務日数の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる日数を付与する。

| | | | | | | | | | | | | |
|----------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 採用日の属する月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 週間の 所定勤務 日数 | | | | | | | | | | | | |
| 5 日 | 20 日 | 18 日 | 17 日 | 15 日 | 13 日 | 12 日 | 10 日 | 8 日 | 7 日 | 5 日 | 3 日 | 2 日 |
| 4 日 | 16 日 | 14 日 | 13 日 | 12 日 | 10 日 | 9 日 | 8 日 | 6 日 | 5 日 | 4 日 | 2 日 | 1 日 |
| 3 日 | 12 日 | 11 日 | 10 日 | 9 日 | 8 日 | 7 日 | 6 日 | 5 日 | 4 日 | 3 日 | 2 日 | 1 日 |
| 2 日 | 8 日 | 7 日 | 6 日 | 6 日 | 5 日 | 4 日 | 4 日 | 3 日 | 2 日 | 2 日 | 1 日 | 0 日 |
| 1 日 | 4 日 | 3 日 | 3 日 | 3 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 0 日 | 0 日 |

4 前3項の規定にかかわらず、雇用期間が1年未満で当該雇用期間満了後に更新しないことが明らかであるとき、又は、更新前後の雇用期間を通算して1年未満で当該雇用期間満了後に更新しないことが明らかであるときは、次の表の上段に掲げる各雇用期間の区分及び左欄に掲げる1週間の所定勤務日数の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる日数を付与する。この場合において、雇用期間は暦日計算とし、1月未満は切り捨てるものとする。

| | | | | | |
|-------------------------|-------|-------|------|------|------|
| 雇用期間 1 週間の所定 勤務日数 | 11 か月 | 10 か月 | 9 か月 | 8 か月 | 7 か月 |
| 5 日 | 18 日 | 17 日 | 15 日 | 13 日 | 12 日 |
| 4 日 | 14 日 | 13 日 | 12 日 | 10 日 | 9 日 |
| 3 日 | 11 日 | 10 日 | 9 日 | 8 日 | 7 日 |
| 2 日 | 7 日 | 6 日 | 6 日 | 5 日 | 4 日 |
| 1 日 | 3 日 | 3 日 | 3 日 | 2 日 | 2 日 |

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|
| 6 か月 | 5 か月 | 4 か月 | 3 か月 | 2 か月 | 1 か月 |
| 10 日 | 8 日 | 7 日 | 5 日 | 3 日 | 2 日 |
| 8 日 | 6 日 | 5 日 | 4 日 | 2 日 | 1 日 |
| 6 日 | 5 日 | 4 日 | 3 日 | 2 日 | 1 日 |
| 4 日 | 3 日 | 2 日 | 2 日 | 1 日 | 0 日 |
| 2 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 0 日 | 0 日 |

- 5 年次休暇は、当該年度の当初において在籍する職員にあっては4月1日に、それ以外の職員にあっては採用になった日に付与する。
- 6 本規程の適用を受けていなかった職員が、身分の変更により本規程の適用を受けることとなった場合の年次休暇については、第1項及び第2項の規定により付与する。ただし、本規程の適用を受ける前に付与されていた年次休暇の残日数が、その付与の日数を超える場合は、その残日数を付与する日数とする。

(年次休暇の繰越し)

第13条 年次休暇（この条の規定により繰り越されたものを除く。）は、一の年度における年次休暇の20日を超えない範囲内の残日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

(年次休暇の申出等)

第14条 年次休暇は、職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、所属長は職員の請求された時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認めた場合には、他の時季に与えることができる。

- 2 職員は、年次休暇を取得する場合には、あらかじめ、所属長に対し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ申し出ることができなかったときは、事後速やかに届け出なければならない。
- 3 第12条の規定により10日以上年次休暇を付与された職員に対しては、第1項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇のうち5日について、所属長が当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を指定して取得させる。ただし、当該職員が第1項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(年次休暇の取得単位)

第15条 年次休暇の取得単位は、1日及び1時間単位とする。ただし、1時間単位についての取扱いは別に定める。

第3節 病気休暇

(病気休暇)

第15条の2 職員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ない場合は、所属長が必要と認めた期間を病気休暇とする。ただし、次に掲げる場合を除いた病気休暇（以下この条及び第15条の5において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日（当該病気休暇の間にある休日及び

病気休暇以外の休暇等により勤務しない日を含む。以下この条において「除外日」という。)を除いて、連続して90日を超えることはできない。

(1) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(2) 別に定めるところにより業務軽減又は療養の措置を受けた場合

- 2 前項ただし書、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上(当該期間における要勤務日数が3日以下の場合には要勤務日数が4日以上となる期間)の特定病気休暇を使用した職員が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間(当該勤務時間の一部に育児部分休業、介護部分休業、時間単位の介護休暇及び第16条の規定による時間単位の特別休暇がある場合は、当該時間以外の時間)の全てを勤務した日の日数(以下この条において「実勤務日数」という。)が週5日勤務の職員は20日、週4日勤務の職員は16日、週3日勤務の職員は12日、週2日勤務の職員は8日、週1日勤務の職員は4日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。
- 3 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、当該日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日(以下この項において「特定負傷等の日」という。)の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。)のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、当該日に達した日の翌日から実勤務日数が週5日勤務の職員は20日、週4日勤務の職員は16日、週3日勤務の職員は12日、週2日勤務の職員は8日、週1日勤務の職員は4日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

- 5 療養期間中の休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書及び第2項から前項まで並びに第15条の5第1項の規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

(病気休暇の承認の手続)

第15条の3 職員は、病気休暇の承認を受けようとする場合は、あらかじめ、別に定めるところにより、所属長に対し承認の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求できなかつたときは、事後速やかに承認を受けなければならない。

- 2 職員は、次の各号の一の事由に該当して病気休暇を請求する場合は、各号に規定する証明書等の書類を添付し、所属長に対し請求しなければならない。

(1) 週5日勤務及び週4日勤務の職員は4日、週3日勤務の職員は3日、週2日勤務の職員は2日、週1日勤務の職員は1日を超える病気休暇を請求する場合 医師の診断書等の勤務しない事由を明らかにする証明書類

(2) その他所属長が必要と認める場合 所属長が必要と認める書類

(病気休暇の取得単位)

第15条の4 病気休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。

(長期病気休暇とリハビリ出勤)

第15条の5 特定病気休暇が連続して30日以上（以下「長期病気休暇」という。）に及んだ職員が、療養後再び出勤しようとする場合には、医師の診断書を提出して、機構の許可を受けなければならない。この場合において、機構は、機構が指定する医師に診断させることができる。

- 2 前項は、年次有給休暇または特別休暇、その他の諸休暇の取得の有無にかかわらず、私傷病により就業しない日が連続して30日以上に及んだ場合にも準用する。
- 3 長期病気休暇により就業できない状態にある職員が再び出勤しようとする場合、第2条（始業及び終業の時刻等）の規定にかかわらず、本人の私傷病の状態に応じて始業及び終業の時刻並びに従事する業務を調整した勤務（以下「リハビリ出勤」という。）をさせることがある。
- 4 前項に定めるリハビリ出勤を適用する際の取扱いは、別に定める。

第4節 特別休暇

(特別休暇)

第16条 職員が、次の各号の一の事由に該当して所定勤務日又は所定勤務時間中に勤務できない場合は、当該各号について定める基準に従い、その勤務しない日又は時間を特別休暇とする。

| 事由 | 休暇日数 |
|--|---|
| 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき | 必要と認められる日数又は時間 |
| 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき | 必要と認められる日数又は時間 |
| 骨髄移植のための骨髄液の提供者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき | 必要と認められる日数又は時間 |
| <p>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合</p> <p>イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって、別に定めるものにおける活動</p> <p>ハ イ及ロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障</p> | <p>一の年度において下記のとおり</p> <p>週5日勤務：5日以内</p> <p>週4日勤務：4日以内</p> <p>週3日勤務：3日以内</p> <p>週2日勤務：2日以内</p> <p>週1日勤務：1日以内</p> |

| | |
|--|---|
| がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 | |
| 本人が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため | 連続する5日以内 |
| 子が結婚するとき | 連続する2日以内 |
| 兄弟姉妹が結婚するとき | 1日以内 |
| 本人が分娩するとき | 産前：6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定で出産の日まで申し出した期間 産後：出産の日の翌日から8週間 |
| 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 | 1日2時間以内（取得単位は1回30分とし、連続で取得できるものとする） |
| 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下本項において同じ。）の出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しない場合 | 配偶者が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間において下記のとおり 週5日勤務：3日以内 週4日勤務：2日以内 週3日勤務：2日以内 週2日勤務：1日以内 週1日勤務：1日以内 |
| 配偶者の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しない場合において、当該出産に係る子又は小学校3年生以下の子（妻の子を含む。）と同居してこれらを監護する職員が、これらの子を養育するため | 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において下記のとおり 週5日勤務：5日以内 週4日勤務：4日以内 週3日勤務：3日以内 週2日勤務：2日以内 週1日勤務：1日以内 |
| 中学校就学前の子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子を看護等（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うこと、子に予防接種又は健康診断を受けさせること、感染症に伴う学級閉鎖等にな | 一の年度において子が1人の場合は5日、子が2人以上の場合は10日以内で必要と認められる日数又は時間 |

| | |
|---|---|
| った子の世話をを行うこと及び当該子の入園（入学）式、卒園（卒業）式への参加を行うことをいう。）するため | |
| 父母、配偶者が死亡したとき | 7日間の範囲内において必要と認められる日数 |
| 子が死亡したとき | 5日間の範囲内において必要と認められる日数（葬祭を主宰する場合は7日間の範囲内において必要と認められる日数） |
| 祖父母が死亡したとき | 3日間の範囲内において必要と認められる日数（葬祭を主宰する場合は7日間の範囲内において必要と認められる日数） |
| 孫が死亡したとき | 1日間の範囲内において必要と認められる日数 |
| 兄弟姉妹が死亡したとき | 3日間の範囲内において必要と認められる日数 |
| おじ又はおばが死亡したとき | 1日間の範囲内において必要と認められる日数 （葬祭を主宰する場合は7日間の範囲内において必要と認められる日数） |
| 父母の配偶者又は配偶者の父母が死亡したとき | 3日間の範囲内において必要と認められる日数（職員と生計を一にしていた場合にあつては7日間の範囲内において必要と認められる日数） |
| 子の配偶者又は配偶者の子が死亡したとき | 1日間の範囲内において必要と認められる日数 （職員と生計を一にしていた場合にあつては5日間の範囲内において必要と認められる日数） |
| 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹が死亡したとき | 1日間の範囲内において必要と認められる日数 （職員と生計を一にしていた場合にあつては3日間の範囲内において必要と認められる日数） |
| おじ又はおばの配偶者が死亡したとき | 1日間の範囲内において必要と認められる日数 |

| | |
|---|---|
| <p>父母の追悼のための特別な行事(父母の死後15年以内に行われるものに限る。)のため</p> | <p>1日間の範囲内において必要と認められる日数</p> |
| <p>夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため</p> | <p>一の年度の6月から10月までの期間において下記のとおり 週5日勤務：5日以内 週4日勤務：4日以内 週3日勤務：3日以内 週2日勤務：2日以内 週1日勤務：1日以内</p> |
| <p>地震、水害、火災、その他の災害により職員の住居が滅滅し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため</p> | <p>以下の日数の範囲内において必要と認められる日数 週5日勤務：7日 週4日勤務：6日 週3日勤務：4日 週2日勤務：3日 週1日勤務：1日</p> |
| <p>災害その他特別な事由で出勤困難及び出勤途上における身体の危険を回避するため</p> | <p>必要と認められる日数又は時間</p> |
| <p>妊産婦が請求した場合には、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p> | <p>妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回(ただし、医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)、産後1年までは医師等の特別の指示があった場合にその指示された回数について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間</p> |
| <p>妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p> | <p>所定勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲でそれぞれ必要とされる時間</p> |
| <p>総合的な健康診査を受ける場合</p> | <p>以下の日数の範囲内において必要と認められる日数 週5日勤務：2日 週4日勤務：2日</p> |

| | |
|--|--|
| | 週3日勤務：1日 週2日勤務：1日 週1日勤務：0日 |
| 要介護状態の対象家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫）を介護する場合 | 一の年度において、対象家族が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日以内で必要と認められる日数又は時間 |
| 心身の健康の維持、増進等のため | 一の年度において下記のとおり 週5日勤務：2日以内 週4日勤務：2日以内 週3日勤務：1日以内 週2日勤務：1日以内 週1日勤務：0日 |
| 満20年、満30年及び満40年勤続した職員が、心身の健康の維持、増進等を図るため（以下この条において「永年勤続休暇」という。） | 勤続年数が満20年、満30年及び満40年にそれぞれ達する日の属する年度（以下この条において「付与年度」という。）において5日以内（取得期限は付与年度の翌年度末日とする。） |
| 生理日の就業が著しく困難な場合 | 必要と認められる日数又は時間 |
| 職員又は配偶者が不妊治療を行うため、通院又は入院する場合で、治療又は付添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年度において以下の日数の範囲内において必要と認められる日数又は時間 週5日勤務：10日以内 週4日勤務：8日以内 週3日勤務：6日以内 週2日勤務：4日以内 週1日勤務：2日以内 |

2 前項の場合において別に定めるものを除き旅行を必要とするときは、それぞれ特別休暇として認められる日数に往復所要日数を加算することができる。

3 第1項に規定する永年勤続休暇の取扱いについては、別に定める。

（特別休暇の承認の手続）

第16条の2 職員は、前条の特別休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ、別に定めるところにより、所属長に対し承認の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求できなかったときは、事後速やかに承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、所属長が必要と認めて証明書等の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

第5節 無給休暇

(無給休暇)

- 第17条 職員が労働組合法(昭和24年法律第174号)の規定による労働組合のために専らその事務に従事するときは、無給休暇とし、いかなる給与も支給しない。

第18条 (削除)

第6章 雑則

(別段の取扱い)

- 第19条 この規程の実施に関し必要な事項については別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(年次休暇に係る経過措置)

- 第2条 本規程施行日前日に国立研究開発法人放射線医学総合研究所(以下「旧研究所」という。)又は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「旧機構」という。)の職員であった者が引き続き機構の職員となった場合、雇用の日は旧研究所又は旧機構での雇用の日とみなし、勤務年数は旧研究所又は旧機構であった期間を機構の勤続年数とみなす。

- 2 前所属法人からの年次休暇等の繰越日数については以下のとおりとする。
- (1) 旧研究所の職員であった者の年次休暇については、平成28年3月31日時点で保有していた年次休暇の日数。ただし、旧研究所での年次休暇付与日が毎年4月1日であった職員は、前年の4月1日に付与された年次休暇を越えない日数。
- (2) 旧機構の職員であった者の年次休暇については、平成28年3月31日時点で保有していた年次休暇の日数から32日を越えない日数。ただし、旧機構で雇用された日が毎年4月1日であった職員は、前年の4月1日に付与された年次休暇を超えない日数(雇用の日が平成27年4月1日の職員を除く。)
- 3 旧研究所の職員であった者は、本規程の第13条によらず、次の表のとおりとする。

| | | | | | | |
|------------|------|-----|----|----|----|----|
| 1週間の所定勤務日数 | | 5日 | 4日 | 3日 | 2日 | 1日 |
| 雇用の 日から | 6月 | 10日 | 7日 | 5日 | 3日 | 1日 |
| | 1年6月 | 11日 | 8日 | 6日 | 4日 | 2日 |

| | | | | | | |
|------------------------|--------|-----|-----|-----|----|----|
| 起算し た継続 勤務期 間 | 2年6月 | 12日 | 9日 | 6日 | 4日 | 2日 |
| | 3年6月 | 14日 | 10日 | 8日 | 5日 | 2日 |
| | 4年6月 | 16日 | 12日 | 9日 | 6日 | 3日 |
| | 5年6月 | 18日 | 13日 | 10日 | 6日 | 3日 |
| | 6年6月以上 | 20日 | 15日 | 11日 | 7日 | 3日 |

- 2 旧研究所又は旧機構の職員であった者で引き続き機構の職員になった者の第13条に定める「雇用の日」は、「旧研究所の雇用の日」又は「旧機構の雇用の日」と読み替える。

(年次休暇の引継ぎ)

第3条 本規程の適用を受ける職員以外の旧研究所、旧機構及び機構の職員から引き続き本規程の適用を受けることとなった職員で本規程の適用を受ける前に付与されていた年次休暇の残日数については、適用日から6月後までの年次休暇とし、6月後にこの規程の第13条及び第14条の規定を適用して年次休暇を付与するものとする。

- 2 旧研究所任期制業務補助員勤務時間、休憩、休日及び休暇規程附則第2条2項(平成18年4月1日施行)の適用を受ける旧研究所職員で引き続きこの規程の適用を受けることとなった職員の年次休暇については、その職員の従前の基準による次期の付与日を変更することなく従前からの継続勤務者としてこの規程の第13条及び第14条の規定を適用する。

附 則 (平成29年1月1日 28 (規程) 第119号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日 31 (規程) 第11号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日 令02 (規程) 第7号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置の終了)

第2条 附則(平成28年4月1日)第2条及び第3条に定める経過措置は、終了する。

(経過措置)

第3条 この規程の施行の日の前日に職員であったものが引き続き職員となった場合、令和2年3月31日及び令和3年3月31日の時点で保有している年次休暇については、

それぞれ付与された日から2年の間に取得することができるものとし、第13条の規定にかかわらず、付与された日から2年を越えない範囲で繰り越すことができるものとする。

附 則（令和3年4月1日 令03（規程）第26号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月1日 令04（規程）第25号）
この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日 令05（規程）第19号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月1日 令06（規程）第76号）
この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日 令07（規程）第8号）
この規程は、令和7年4月1日から施行する。